

## 第4章 指定障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策

### 1. 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量

#### (1) 基本的な考え方

サービスの必要見込量は、各市及び町において地域の実情やニーズを把握した上で設定することとしており、県計画の見込量は、市及び町の見込量を積み上げたものです。

#### (2) サービスの必要見込量(県全域の実績・見込量)

##### 【訪問系サービス】

サービス	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (実人員)	実績 (時間)	利用者数 (実人員)	見込量 (時間)	利用者数 (実人員)	見込量 (時間)	利用者数 (実人員)	見込量 (時間)
居宅介護	2,128	25,236	2,242	28,939	2,261	29,295	2,285	29,669
重度訪問介護	120	25,788	133	28,187	140	29,978	147	31,844
同行援護	323	4,807	361	5,169	380	5,468	400	5,786
行動援護	108	931	131	975	138	1,037	144	1,099
重度障害者等 包括支援	0	0	9	523	10	527	11	531

※1月あたりの実績(見込)数。

※時間分は、時間単位でサービスを提供することから延べ時間数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

##### 【日中活動系サービス】

サービス	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (実人員)	実績 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)
生活介護	4,693	89,171	4,817	92,598	4,872	93,754	4,938	95,047
生活介護のうち 重度障害者	1,716	-	1,732	-	1,766	-	1,797	-
自立訓練 (機能訓練)	21	147	29	273	29	273	29	273
自立訓練 (生活訓練)	166	3,038	206	3,823	222	4,204	242	4,658

【日中活動系サービス】

サービス	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (実人員)	実績 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)
就労選択支援	0	0	0	0	96	1,257	119	1,679
就労移行支援	254	4,028	277	4,323	286	4,404	295	4,458
就労継続支援 (A型)	1,052	20,877	1,181	23,011	1,251	24,291	1,323	25,677
就労継続支援 (B型)	5,866	109,166	6,198	116,647	6,414	120,342	6,699	124,856
就労定着支援	37	-	53	-	54	-	54	-
短期入所(福祉型)	563	3,639	674	3,860	704	4,063	737	4,292
短期入所(福祉型)の うち重度障害者	116	-	126	-	130	-	134	-
短期入所(医療型)	93	377	108	446	119	472	122	487
短期入所(医療型)の うち重度障害者	46	-	56	-	64	-	64	-

※1月あたりの実績(見込)数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

【居住系サービス】

サービス	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)
共同生活援助	3,206	3,366	3,546	3,732
共同生活援助のう ち重度障害者	180	190	199	206
自立生活援助	45	64	70	77

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

【入所系サービス】

サービス	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)
施設入所支援	2,297	2,236	2,202	2,174
療養介護	517	538	543	547

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

【相談支援】

サービス	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)
計画相談支援	3,373	3,472	3,604	3,743
地域移行支援	11	26	27	28
地域定着支援	27	41	43	45

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

(3) サービス見込量確保のための方策

【訪問系サービス】

○サービスが不足している地域においては、事業者の参入を促すよう市及び町へ働きかけます。

○県全域において、行動援護事業所が少ないため、行動援護に関する人材育成(強度行動障害支援者養成研修等の実施)に取り組み、居宅系事業所のサービス拡大を進めます。

【日中活動系サービス】

○障害者の希望や能力に沿った就労の実現を目的として新たに創設される就労選択支援事業について、サービスを希望する方の円滑な利用が可能となるよう関係機関と連携して実施体制の整備を図ります。また、障害者の一般就労後の職場定着率向上のための就労系福祉サービスの一時利用等についても周知を行います。

○医療的ケアを要する重症心身障害児等を日常的に介護している家族の負担を軽減するため、医療的ケア児等レスパイト支援事業を実施します。

### 【居住系サービス】

○離島部においてはグループホームが少なく、本土のグループホームや障害者支援施設に入所している人もいるため、不動産協会や地主等賃貸住宅管理者への働きかけを行うとともに、公営住宅の活用等による住宅確保の支援を行います。

○現行のグループホームの設置基準では、「グループホームは病院の敷地外に設置しなければならない」との規定がありますが、精神科病院の長期入院患者の地域移行を進めるため、令和6年度末までの間、精神科病院の敷地内におけるグループホームの運営が条件付きで認められており、今後国の動向等を踏まえて対応していきます。

### 【入所系サービス】

○グループホーム等の利用による地域生活への移行を進めるとともに、個々の利用者のニーズを考慮し、高齢化、障害の重度化等により入所施設での支援を必要とする方には確実にサービスが行き渡るよう対応していきます。

### 【相談支援】

○相談支援の充実を図るため、今後も相談支援従事者への研修を実施することで資質の向上を図ります。

○県アドバイザーの市町の自立支援協議会への派遣等により、各市町又は圏域への基幹相談支援センター設置の取組を支援し、当該センターによる相談支援事業所への専門的な指導、助言等を通じた各地域の相談支援体制の構築・強化を進めていきます。

## 2. 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

### (1) 基本的な考え方

障害児通所支援及び障害児相談支援は市及び町の見込量を積み上げたものです。  
障害児入所支援は、過去の入退所状況を踏まえ、算出したものです。

### (2) サービスの必要見込量（県全域の実績・見込量）

#### 【障害児通所支援】

サービス	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用者数 (実人員)	実績 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)	利用者数 (実人員)	見込量 (日)
児童発達支援	1,723	10,684	1,983	12,041	2,187	13,257	2,401	14,551

放課後等 デイサービス	5,030	61,913	5,439	65,403	5,910	71,359	6,422	77,909
保育所等 訪問支援	380	674	601	1,064	814	1,469	1,113	2,042
居宅訪問型 児童発達支援	1	5	4	19	4	19	4	19

※1月あたりの実績(見込)数。

※日分は、日単位でサービスを提供することから延べ日数。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

#### 【障害児入所支援】

サービス	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)	利用者数(実人員)
福祉型障害児 入所支援	68	66	64	62
医療型障害児 入所支援	39	39	39	39

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

#### 【障害児相談支援】

サービス	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数(実人数)	利用者数(実人数)	利用者数(実人数)	利用者数(実人数)
障害児相談 支援	1,732	1,733	1,902	2,084

※1月あたりの利用者(見込)数。

※利用者数は実人員。

※令和5年度は、令和5年7月実績分。

### (3) サービス見込量確保のための方策

#### 【障害児通所支援】

○障害児通所支援については利用者数が増加傾向にあるため、必要なサービスが提供できるように各市町のニーズ等を踏まえて整備を進めていきます。

○児童発達支援センター等による技術支援を通して、障害児通所支援事業所における支援の質の向上を図ります。

**【障害児入所支援】**

○在宅での養育を基本としながら、個々の障害の程度や家庭環境の問題等から、入所支援を必要とする方に確実にサービスが行き渡るよう対応していきます。

**【障害児相談支援】**

○障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。